

平成 27 年 3 月 20 日
消 費 者 庁

栄養素等表示基準値及び栄養機能食品に係る食品表示基準（案）についての
意見募集に寄せられた主な意見とそれに対する考え方（概要）

消費者庁では、「食品表示基準（案）」を公表し、広く国民の皆様から御意見を募集いたしました。

提出された御意見について、以下のとおり概要を取りまとめましたので、お知らせいたします。

概要の取りまとめでは、今回の意見募集とは関係しない御意見などについては取り上げておりません。また、同旨の御意見と判断したものについては、まとめさせていただいております。

1. 意見募集期間：平成 26 年 10 月 17 日～同年 11 月 15 日
2. 意見提出方法：電子メール、郵送又はファックス
3. 寄せられた意見総数：66 件
4. 寄せられた主な意見の概要と意見に対する考え方：別紙のとおり

主な意見の概要	意見に対する考え方
第二条関係	
<p>カリウムに関してのみ、錠剤、カプセル等の形態は認められないとされているが、他の栄養機能食品成分でも、過剰摂取により健康被害が予想される場合は同様と思うので、カリウムだけ、いわゆるサプリメント形態を認めないというのは、どうかと思う。</p>	<p>カリウムについては、腎障害を有する場合の摂取量に特に注意が必要であり、他の栄養成分に比べ過剰摂取の懸念が特に大きいとため、錠剤、カプセル剤等への機能表示を認めないという考えです。</p>
<p>カリウムに関しては、「腎機能が低下している方は本品の摂取を避けてください。」との注意喚起文を表示することになっているが、残念ながら、これらの注意書きまで、よく読んで使用している消費者が多くないように感じる。カリウムの摂取により腎機能低下者に健康被害が起こることが予想されているのであるから、カリウムに関しては、サプリメント形態のみならず、他の形態でも栄養機能表示を認めるべきではないと考える。</p>	<p>日本人の食事摂取基準(2015年版)では、カリウム摂取は、2012年にWHOから提案された成人を対象とした高血圧予防のための望ましい摂取量である3,510mg/日が望ましいと考えるものの、日本人の現在のカリウム摂取量はこれよりも非常に少ないため、目標値としては実施可能性を考慮した値が設定されております。 したがって、腎機能が低下していない者にとってはカリウムを積極摂取するメリットがあると考え、栄養機能表示を追加したところです。</p>
第七条関係	
<p>【意見】 基準案では18歳未満を対象とした栄養機能食品の場合も、18歳以上で算出された栄養素等表示基準値の数字を用いることになるが、「新基準の栄養素等表示基準値の数字を用いる、又は、特定の性・年齢階級を対象とした値を用いる」のどちらかを選択できるようにしてほしい。</p> <p>【理由】 第33回食品表示部会資料において、「特定の性・年齢階級を対象とした値を任意に表示することは差し支えないが、当該性・年齢階級が特定できるような記載をあわせて行うこととする。」対象者にあわせた値を用いたほうが、消費者に分かりやすいと考える。</p>	
<p>今回の改定により、栄養素等表示基準値の適用対象は18歳以上となり、栄養機能食品においては栄養素等表示基準値の対象年齢(18歳以上)及び基準熱量(2,200 kcal)に関する文言を表示することとなります。</p> <p>一方で、幼児、小児向けとして販売されている栄養機能食品の菓子等があります。これらの容器包装には、対象となる栄養成分について栄養素等表示基準値に占める割合が表示されますが、栄養素等表示基準値の算出対象と当該食品の利用対象とは齟齬があります。</p> <p>このような場合に、幼児、小児に対しても栄養素等表示基準値をおおよその目安として利用するという考え方や、「日本人の食事摂取基準」に立ち返り、特定の性・年齢階級を対象とした値を任意に設定し、栄養素等表示基準値とあわせて表示するといった方法をとることが考えられます。しかし、目安となる値が、事業者ごとに異なった考え方で設定されると混乱を招くおそれがあります。</p> <p>幼児、小児を対象とする栄養機能食品等において栄養素等表示基準値を利用する場合や、任意の栄養参照量を設定、表示する場合の具体的な方法について、通知等で示してください。</p>	<p>消費者に分かりやすい食品表示とするため、栄養機能食品の表示事項は、食品により区別することなく共通の基準とすべきと考えます。</p> <p>必要的表示事項である栄養素等表示基準値に対する割合、栄養素等表示基準値の対象年齢及び基準熱量に関する文言を表示した上で、幼児等の特定の性・年齢階級を対象とした値を任意で表示することは差し支えありません。</p>
<p>『現行制度からの主な変更点』の3で、「栄養素等表示基準の対象年齢(18歳以上)及び基準熱量(2,200kcal)に関する文言を表示」とあるが、ビタミン類などの栄養機能食品に、対象年齢や熱量の表示を行うことは、消費者にとって意味はあまり大きくないと思われる。また、表示することだけでは、現在摂取していた購入者が対象外になったと認識する可能性がある。従前通り、該当する栄養素の1日の栄養素等表示基準に占める割合を表示すれば十分ではないかと思われる。表示するのではあれば、行政等による啓発活動を行うべきではないかと思われる。</p>	

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>「3 1の二の栄養成分の機能の表示は、…それぞれ同表の第三欄に掲げる事項を記載して行う。」とあるが、機能が複数ある成分については、全ての機能を記載しなければならないのか、それとも企業が選択できるのかを明記していただきたい。</p> <p>さらに、もし全ての機能を記載しなければならないとしたら「○○は、…栄養素です。」「○○は、。。。栄養素です。」「○○は、…栄養素です。」と列記するのは日本語として読みにくい(分かりにくい、くどい)上に、表示面積が限られている場合に適切な文字の大きさを表示するのは困難になる場合があるので、一文にまとめていただくか、適切な接続詞で文章をつなげることを可能としていただきたい。</p>	<p>別表第十一の第三欄の表示は、いずれか一つを選択可能と考えます。なお、全ての機能を表示する場合は、次のようにまとめて表示することでも差し支えありません。</p> <p>例)ビタミンAは、夜間の視力維持を助けるとともに、皮膚や粘膜の健康維持を助ける栄養素です。</p> <p>(注)別表第十一の第五欄に掲げる注意事項は、全文を表示する必要があります。</p>
<p>亜鉛等は、栄養成分の機能として、3項目挙げられているが、表示に当たっては、必ずしも3項目全部書く必要がないことを明確化してほしい。</p>	
<p>「十一 特定の対象者に対し注意を必要とするものにあつては、当該注意事項」は、現行の栄養表示基準別表第一の第五欄に記載している内容(例:マグネシウム 乳幼児・小児は本品の摂取は避けてください。)のことか、それとも製造者が別途必要な注意表示を調査し追加する必要があるということなのかを明らかにしてほしい。</p>	<p>疾病に罹患している者や妊産婦等に対し、現行の栄養表示基準別表第一の第五欄(食品表示基準案別表第十一の第五欄)以外の注意を必要とするものにあつては、当該注意事項を表示することとしています。</p> <p>食品の種類が多岐に渡ることから消費者庁として例示することは困難ですが、販売者の責任の下、適切な表示をしていただくようお願いいたします。</p>
<p>新基準案では「妊産婦や妊娠計画中の女性等、特別なライフステージに属するものを除外しない。ただし、そのような者を対象とする場合、その旨及び必要な注意事項の表示が必要である。」とされていますが、どのような場合が該当するのかガイドラインで明らかにする必要があります。事業者によって表示されたり、されなかったりするようでは、消費者は適切に判断することが困難になります。</p>	
<p>別表第十関係</p>	
<p>栄養素等表示基準値でアメリカよりエネルギーが高い数値が示されていますが、どうしてなのか理解できません。体格からしても、アメリカのそれより少なくても然るべきだと思います。</p>	<p>熱量の栄養素等表示基準値は、「日本人の食事摂取基準(2015年版)」策定検討会報告書に参考値として記載された推定エネルギー必要量を人口構成により加重平均した値であり、適切に設定されたものと考えます。</p>
<p>葉酸が240μgとなっているが、「妊娠を計画している女性」について別に数値を設けるべきではないか。</p>	<p>栄養素等表示基準値は、栄養表示の目的で一般人口に対する値として設定するものです。妊娠を計画している女性への葉酸摂取の有用性については、本制度とは別に情報提供が必要があると考えます。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
別表第十一関係	
(n-3系脂肪酸)	
<p>n-3系脂肪酸の栄養成分機能として、「皮膚の健康維持」となっているが、世界的に見ても、n-3系脂肪酸は、心血管系イベントの発症予防に注目が集まっていると思うが、このあたりの表示を加えることはできないのか。</p>	
<p>意見：「n-3系脂肪酸は乳児、幼児の健全な発達を助ける栄養素です」を追加して頂きたい。 理由：n-3系脂肪酸は乳児、幼児の健全な発達に寄与する、と一般的に言われており、エビデンスも十分にあると考えられるため。</p>	<p>食品表示基準案におけるn-3系脂肪酸の機能の表示は、我が国としての健康栄養政策との整合の観点から、「日本人の食事摂取基準(2015年版)」策定検討会報告書に記載された科学的根拠を基に検討されたものです。</p>
<p>意見：「n-3系脂肪酸は妊産婦の健康や胎児の健全な発育を助ける栄養素です」を追加して頂きたい。 理由：n-3系脂肪酸は妊産婦の健康や胎児の育成に一般的に言われており、エビデンスの十分にあると考えられているため。</p>	
<p>n-3系脂肪酸は生体内では合成されず、欠乏すると皮膚炎などを発症することが知られているが、追加成分の機能として皮膚炎だけに着目した理由が明確に示されていない。その理由を知りたい。</p>	
(カリウム)	
<p>別表第十一で、カリウムの上限値を2,800mgとされているが、日本人の食事摂取基準(2015年版)で定められたカリウムについての「男性(18~69歳)の目標量」は、「3,000mg/日以上」、女性(18~69歳)の目標量」は、2,600mg/日以上とされているので、両者に矛盾があるように思えます。</p>	<p>食事摂取基準の基準は、栄養機能食品以外の通常の食品からの摂取量も考慮して評価する必要があると認識しております。栄養機能食品だけで目標量を摂取するものではありません。</p>
(ビタミンK)	
<p>1) ビタミンKは腸内細菌が合成し、ヒトはこれを吸収することができることが広く知られています。そのため、血液凝固系が維持できないほどビタミンKが不足する状態はかなり特殊(腸内細菌のいない新生児や長期間の抗生物質投与を受けている医療管理下の患者等)です。逆に言えば何を食べたとしてもほぼ全てのヒトはビタミンKが不足することがないため、栄養成分の機能として「正常な血液凝固能を維持する栄養素です。」と記載することには全く意味がありません。この記述について、削除することを求めます。</p> <p>2) ビタミンKは血液凝固の他に骨代謝に関与することが知られています。特に知られているのはビタミンK2の骨代謝改善作用(参照：http://hfnet.nih.go.jp/contents/detail604.html)ですが、ビタミンK1もヒトの生体内で代謝されてビタミンK2になることも広く知られています(Nature. 2010 468(7320):117-21.)。結果的に天然のビタミンKは全て骨代謝改善作用を有するため、栄養成分の機能として「正常な骨代謝を維持する栄養素です。」(文面は検討の必要あり)のような記載をすることで、広く国民の骨の健康を維持に貢献できるようにするべきです。</p> <p>3) 1)2)の通り血液凝固関係の記述を削除し、骨代謝関連の記述を入れた場合、上限値及び下限値が当然変わるので、骨代謝への影響を考慮した数値に改めるべきです(その場合の数値は検討が必要)。</p> <p>4) 仮に、栄養成分の機能として「正常な血液凝固能を維持する栄養素です。」との記載を続けるのであれば、上限値を変更すべきです。原案の150μgは納豆1パックを食べることで簡単に超えてしまう量であり、150μgで上限設定する意味はありません。世にごく普通に数値条件を超える食品が販売されているのだから、上限値は安全性を考慮した新しい上限値を設定するべきである。ビタミンKを摂取することを望んで栄養機能食品を食べたのに、実は納豆を食べた方が良かったということでは問題がある。</p>	<p>食品表示基準案におけるビタミンKの機能の表示は、「日本人の食事摂取基準(2015年版)」策定検討会報告書に記載された科学的根拠を基に検討されたものです。(骨折予防のためには肝臓の血液凝固因子活性化より多くのビタミンKを必要とすることが考えられるものの、現状では正常な血液凝固能を維持するのに必要なビタミンK摂取量を基準として適正摂取量を設定するのが妥当とされています。)</p> <p>なお、下限値は「表示する機能の発現」のために必要な量を設定したのではなく、栄養素がほとんど含有されていない食品が「栄養機能食品」と表示するのは適切でないとの観点から、表示に当たって最低限含むべき量を高い旨の表示ができる食品の含有量(栄養素等表示基準値の30%)に合わせています。</p> <p>栄養機能食品の対象成分に関する国民の摂取状況等については、「栄養機能食品を知っていますか？」(http://www.caa.go.jp/foods/pdf/syokuhin1322.pdf)に掲載しております。(今後、対象成分の追加等に併い内容を拡充する予定です。)</p>
<p>通常の食事をしている人であれば、ビタミンKが不足することはないと考えるが、ワルファリン等との相互作用を考えると、栄養機能食品として記載が必要ではないと考える。</p>	<p>バランスのよい食生活が重要であり、どうしても栄養素が不足しがちな場合に栄養機能食品の摂取で補給・補完すべき旨、普及啓発していきたいと考えています。 医薬品との相互作用がある場合は、注意事項の表示が必須になります。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
(摂取をする上での注意事項)	
<p>別表第十一の摂取する上での注意事項でビタミンKにおける薬との相互作用について注意文言が追記されたが、他のビタミンには薬との相互作用がないとの誤解を与えられ、当該注意文言の表示の意味が分かりにくい。</p>	<p>医薬品との相互作用が広く知られており、対象者が相当程度に広範囲であると見込まれることから、当該注意事項を規定したところです。今後、同様の事例が発生した際は、適切に注意喚起表示の内容について検討したいと考えます。</p>
<p>亜鉛、銅、マグネシウムの注意喚起表示「乳幼児・小児は本品の摂取をさけてください。」の記載について この記載は、乳幼児・小児においては、亜鉛、銅、マグネシウムの摂取は基本的に通常の食生活で充足されていることから設定されたと考えられる。しかし、この表示は乳幼児・小児が摂取することが有害であると誤認される場合がある。よって、この表示については表現方法を「乳幼児・小児において、亜鉛、銅、マグネシウムは、通常の食生活で満たされていることから、あえて摂取する必要はありません。」等と変更することを御検討頂きたい。</p>	<p>現行の注意喚起表示は、「本品の摂取を避けてください」であり、小児・乳幼児における亜鉛、銅、マグネシウムの摂取自体の有害性を喚起するものではありません。また、「本品の摂取を避けてください」と「あえて摂取する必要はありません」とでは、いずれも当該食品の摂取を控えさせる目的の表現として大差ないため、現時点で変更の必要性はないと考えます。</p>
<p>「摂取をする上での注意事項」の中で、「本品は、多量摂取により疾病が治癒したり、～」と記載されていますが、この「多量摂取」から「多量」の文言を削除し、単に「摂取により」とすべきです。現行基準案ですと、「多量でない摂取なら疾病が治癒したり、より健康が増進する」とかえって消費者の誤解を招いたり、実際に多量摂取を招きやすくなったりします。一日摂取目安量の表記を強調されるべきです。</p>	<p>文字どおり、多量に摂取することで疾病が治癒したり、より健康が増進するものではないことを注意喚起するものであり、御指摘のような誤解にはつながらないと思われまます。また、一日当たりの摂取目安量の表示は必須事項です。</p>
その他	
(栄養素等表示基準値について)	
<p>栄養素等表示基準値の設定及び改定は、消費者委員会食品表示部会ではなく、食事摂取基準の策定に携わる専門家を参集した検討会において公開のもとで検討すべき事項と考えます。</p> <p>栄養素等表示基準値、すなわちコーデックス栄養表示ガイドライン(CAC/GL 2-1985)における Nutrient Reference Value (NRV) に相当する値の設定および改定は、食品表示の基準値設定という一面のみならず、事業者および消費者に対して、基準値の意味や設定の考え方を普及し、それにより栄養成分表示がより有効に活用され、健康の維持・増進に寄与する等の目的を有しており、健康・栄養政策における重要な検討事項のひとつと考えます。しかし、これまでは厚生労働科学研究や消費者庁の調査事業として検討されており、その重要性が高く認められているとは言えません。また、改定の検討が非公開の場で行われるために、検討過程や判断が不明確で、基準値を利用するものに意義や考え方が十分に伝わっていないと思われまます。日本人の食事摂取基準(2010年版)の策定を受けて栄養素等表示基準値の改定を検討したと思われる厚生労働科学研究の報告書においては、「日本人の食事摂取基準2010年版が策定されたことに伴い、現行のNRV、すなわち栄養素等食事摂取基準値を見直す必要がある」との記述がありますが、第33回消費者委員会食品表示部会の資料5(p. 7)では、「専門家を交えて数値の改定について検討されたが、改定の必要性は低いと判断された」とあり、厚生労働科学研究成果がどのように取り扱われたのかが不明確です。</p> <p>健康・栄養政策に密接に関わる栄養素等表示基準値の意義と考え方を普及する、さらには栄養成分表示の活用を推進するという観点、またコーデックスにおいては今後、必要量に基づくNRV以外に、非感染性疾患のリスクに関するNRV(NRVs-NCD)の設定が検討されることを考慮すると、栄養素等表示基準値の改定は、栄養学、医学等の複数の専門家によって構成される検討会において検討すべき事項であり、その検討過程も含めて、公開の場で議論されるべきと考えます。</p> <p>一案として、栄養素等表示基準値の設定、改定については、厚生労働省「日本人の食事摂取基準」策定検討会へ諮問することを提案します。</p> <p>[参考資料] 厚生労働科学研究補助金「健康食品における安全性確保を目的とした基準等作成のための行政的研究」平成21年度 総括・分担研究報告書 平成19年度～21年度 総合研究報告, 2010</p>	<p>本件については、「日本人の食事摂取基準」策定検討会の構成員のほか、当該分野の国際情勢にも詳しい専門家を交えて検討したものです。</p> <p>検討過程や判断が不明確とのことですが、食品表示基準案の策定に係る原則等については、第33回食品表示部会の資料として詳細にお示ししております。また、専門家を交えて検討した平成26年度消費者庁調査事業の報告書につきましては、準備が整い次第、消費者庁ウェブサイトに掲載する予定です。</p> <p>本検討を公開の場で行うことについては今後の参考とさせていただきます。なお、御提案の「日本人の食事摂取基準」策定検討会への諮問は、検討会の設置目的や委員の任期の関係等から困難と考えます。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>栄養素等表示基準値の算出指標を推定平均必要量から目標量又は推奨量に変更することに賛同します。</p> <p>現行の「栄養素等表示基準値」は、食事摂取基準の推定平均必要量をもとに算出されたもので、その意味については、「個人が食品を購入する際に参考とする栄養素含有量の表示の基準値であり、各個人の摂取すべき必要量ではなく、基準量でもありません」と説明されていました。そのため、1日に必要な栄養素の目安と捉えることができず、事業者にとっては活用しづらく、消費者にとっても理解しにくい基準値であったと思われます。今回示された栄養素等表示基準値は、食事摂取基準の目標量や推奨量を算出指標にして設定されており、一般の集団に属する人にとって、1日の摂取が望まれる栄養素の量のおおよその目安として利用できるものと理解します。</p> <p>不特定多数に対して販売される食品の表示において、栄養素等表示基準値を「1日分」の目安として利用できることは意義深いことであり、栄養素等表示基準値の算出指標の変更について、賛同します。</p>	<p>御意見ありがとうございます。</p> <p>栄養素等表示基準値については、その適切な活用に向けて、周知していきたいと考えます。</p>
<p>鉄の栄養素等表示基準値は再検討すべきと考えます。</p> <p>今回示された鉄の栄養素等表示基準値(6.8 mg)は、「月経なし」の女性の推奨量を算出対象として設定されたものと思われます。しかし、新たな栄養素等表示基準値は、一般の集団に属する人が1日に摂取することが望まれる栄養素のおおよその目安として利用するものであり、日本人において多数を占めると思われる「月経あり」の女性を除外して算出するのは適切ではないと考えます。</p> <p>なお、鉄についてコーデックスのNRVは 14 mg、米国の DV は 18 mg であり、いずれも月経ありの女性を考慮した値と思われます。仮に、女性のうち18～49歳について、日本人の食事摂取基準(2015年版)から「月経あり」の推奨量を用いた場合、基準値は 7.8 mg となると考えられます。</p> <p>鉄の栄養素等表示基準値の算出対象や、このように性差、個体差の大きい栄養素の基準値設定の際の考え方について、改めて調査事業の検討委員やその他の専門家の意見を聞き、再検討すべきと考えます。</p> <p>[参考資料] 玉田太朗, 本邦女性の閉経年齢 日本産科婦人科学会雑誌, 47(9), 947-952, 1995</p>	<p>以下の理由から、鉄の栄養素等表示基準値の算定には月経なしの女性の値を用いるべきと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月経ありの女性の推奨量(10.5mg)は、月経なしの女性(6.0～6.5mg)や男性の推奨量(7.0～7.5mg)と比べて大きく離れていること ・仮に18～49歳女性について「月経あり」の推奨量を採用しても、加重平均値は7.8mgであり、月経ありの女性にとっては有用な値にならないこと <p>なお、この値に加えて月経ありの値を記載したい場合は、例えば以下の例のように、その旨が分かるように表示するよう通知等で規定したいと考えております。</p> <p>例)鉄3.4mg(栄養素等表示基準値の50%、月経ありの成人女性の推奨量に占める割合は32%)</p>
<p>一般の食品においても栄養素等表示基準値が活用されるような施策を推進してください。</p> <p>栄養素等表示基準値は、強調表示の基準値、栄養機能食品に係る表示に活用されています。しかし、強調表示をしていない商品、栄養機能食品ではない一般の食品であっても、栄養素等表示基準値に占める割合を表示することは、当該食品に含まれる栄養成分の量の程度を理解するものさしとなり、消費者にとって栄養成分表示の活用の推進につながると考えます。</p> <p>米国の栄養成分表示では、各栄養素の含有量について NRV と同様の概念である Daily Value (DV) に占める割合(%DV)の表示を義務付けており、2014年3月に公表された新たな表示案では、%DV の値がより際立つような表示様式への変更が提案されているところです。</p> <p>日本においてもこのような表示が望まれますが、各事業者が独自の表示様式を採用すると、消費者の理解を妨げることにもなりかねません。</p> <p>消費者庁は、一般食品の栄養成分表示においても、栄養素等表示基準値の活用を検討するとともに、その場合の標準化した表示様式を提案してください。</p> <p>[参考資料] 米国FDA, Food Labeling: Revision of the Nutrition and Supplement Facts Labels, 79 FR 11879 (2014-03-03)</p>	<p>今後の参考にさせていただきます。</p>
<p>栄養素等表示基準値は国民の健康増進に役立つものにしていくべきです。</p> <p>2015年版の食事摂取基準では生活習慣病の発症予防・重症化予防に重点が置かれており、今回の栄養素等表示基準値の見直しはそれを踏まえて提案されています。健康・栄養政策の観点から生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底を図ることが基本的方向として掲げられており、その方針に沿って、これを国民の健康増進に役立つものにしてください。</p>	<p>今後の参考にさせていただきます。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
(栄養機能食品の対象等について)	
<p>【意見】 対象者が限定されないことを確認したい。あわせて対象者が限定されないことを明記してほしい。</p> <p>【理由】 第33回食品表示部会資料において、栄養機能食品の対象者は整理され、「対象者は限定しないが、必要に応じ注意事項を表示する」とされている。例えば、「乳幼児向」、「小児向」、「妊産婦向」等特定の対象者に対する栄養機能食品には、必要に応じて注意事項を表示することでよいと考える。身体の健全な成長、発達、健康の維持のために、特定の対象者にのみ、特に必要な栄養成分もあり(例:妊産婦へのカルシウムなど)、このような栄養機能食品は未成年者や妊産婦の健康維持に役立つと考える。基準案の第二条第一項第十一号の栄養素等表示基準値に「十八歳以上に限る」の記載があり、対象者が限定されない旨の記載がないため、対象者が18歳以上になるとの誤解を招くおそれがある。</p>	<p>対象者は限定しておりません。</p> <p>(参考) 機能性表示食品については、平成26年10月31日付けで消費者委員会に諮問した食品表示基準案第二条第一項第十号において、対象者を限定する記載がありますが、栄養機能食品ではそのような記載がないため、限定はかかりません。</p>
<p>表示対象として、今はどんなものにも許されていますが、対象品はビタミン製剤、ミネラル製剤に限るべきではないでしょうか。</p> <p>例えば、サプリメントである『ブルーベリー』や『イチヨウ葉エキス』、また『●●(商品名)』や『■(商品名)』など一般食品でも栄養機能食品を標榜しているものを多くみかけますが、栄養機能食品と書かれていると、その食品自体の栄養機能が認められているかのように誤解する人が多い(『ブルーベリー』はβカロテン、『イチヨウ葉エキス』はビタミンEが添加され、それがための栄養機能食品であるにすぎないのに)。しかもメーカーはそれを見越してやっている感じがします。消費者に誤認を与える意味で、対象品の制限をすべきだと思います。</p>	<p>栄養機能食品には「栄養機能食品(〇〇)」(〇〇は、栄養成分の名称)という表示が必須であり、機能を表示する栄養成分があわせて表示されています。</p> <p>また、栄養成分以外の成分の機能を示す用語の表示は禁止されています。</p> <p>このため、対象食品を限定すべきとの御意見にはつながらないと思われませんが、消費者に誤認を与えるような表示があった場合は、適切に対応したいと考えます。</p>
<p>「鶏卵以外の生鮮食品」についても新たに栄養機能食品の基準の適用対象に含めるとしていますが、この表記は削除すべきです。現行以上に生鮮食品に拡大することは表示の混乱を招き、反対です。</p>	<p>食品表示基準案では、生鮮食品についても栄養表示の基準や機能性表示食品の適用対象としていることから、栄養機能食品のみ対象外とする理由はなく、基準を満たすのであれば表示が可能と考えます。</p>
<p>今回、生鮮食品が栄養機能食品の対象となったが、容器包装しないものは対象外となっている。小分け製品のような場合はどのように取り扱うのか(例 果物等で、大入りの箱には表示ができるが、小売店で小分け包装をするような場合、あるいは小分けの裸売りの場合)</p>	<p>小分け包装するものに栄養成分の機能を表示しようとする場合は、当該包装に必要な表示事項を表示ください。裸売りの場合は、栄養機能食品の対象にはなりません。</p>
<p>加工食品で、ティーパックのような製品の場合、栄養機能食品成分の表示量は、推奨の使用法・利用法で抽出した時の量が基準値範囲に入れば、栄養機能食品とすることができると考えてよいのか。</p>	<p>栄養成分の量は、1日当たりの摂取目安量に含まれる量で判断します。ティーパックのような製品の場合、容器包装に記載された標準的な使用法で抽出された浸出液に含まれる栄養成分の量が別表第十一に定める上下限値の範囲にあるべきと考えます。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>n-3系脂肪酸、ビタミンK、カリウムを追加する意味がわかりません。DHAもEPAも魚を普通に食べていれば摂取できるし、ビタミンKもカリウムも普通に食事をしていれば不足するとは考えにくい。しかもこうしたものは元来、食事からとるべきもの。それをなぜ栄養機能食品にしようとするのでしょうか。基本的な問題として栄養機能食品もトクホ同様、メーカーの「売らんかな」戦略のために使われているのが現状と思うのです。これが、実際に消費者に役立っているかとなると甚だ疑問です。種類は、現在のビタミン、ミネラルの計12種以上に増やすべきではない。これは強く思います。</p>	
<p>「n-3系脂肪酸」「ビタミンK」及び「カリウム」の追加については反対です。追加指定では新基準での4つの考え方を全て満たすことが説明されていますが、そのうち「欠乏しているか」「過剰摂取の懸念がないか」などについては検討が不十分です。「カリウム」については過剰摂取のリスクを回避するために錠剤・カプセル型食品を対象にしないとしています。安全性を確保する観点から3成分の追加そのものには反対です。</p>	<p>規制改革実施計画(平成25年6月14日閣議決定)において、「栄養機能食品の対象拡大」が示されたことを受け、追加候補の成分・機能について一定の考え方に沿って検討したものです。</p>
<p>栄養機能食品は平成13年度に制度化され、途中で栄養成分の追加はありましたが、栄養機能表示については13年間全く見直しが行われていません。今回やっつけ仕事で3つの栄養成分を単に追加するのではなく、既存の栄養成分の栄養機能表示についても、この13年間の新しい科学的知見に基づき時間をかけて見直すべきと考えます。</p>	
<p>(栄養成分の機能について)</p>	
<p>今回、新たに定められた栄養素機能表示については、カリウムを除いて、当該栄養素が欠乏した場合に起こる身体の異常に関する機能表示であって、栄養機能食品の役割である健康の維持・増進に関する栄養素の第3次機能表示がないのは理解できない。このような第3次機能を消費者に伝えていくことが今後重要になり、健康栄養政策としても重要な部分であると思う。よって、これについて栄養機能表示ができないのであれば、機能性表示制度で謳えるようにすべきである。</p>	<p>機能の表示の範囲は、「身体の健全な成長、発達、健康の維持に関する表現」のうち、食事摂取基準策定検討会報告書に記載されている機能としております。(第3次機能を検討から排除しているわけではありません。)</p>
<p>食事摂取基準のある栄養素の機能を強化し、疾病リスク低減まで含めるべきと考える。実際、科学的には合理的な裏づけもある。欧米など海外でも科学的な裏づけに応じて、疾病リスク低減を認めている。</p>	<p>疾病リスク低減表示につきましては、今後の検討課題とします。</p>
<p>(EPA、DHA等について)</p>	
<p>全てのn-3系脂肪酸は同等ではなく、ALAの効果は限定的なので、EPA、DHAに限定すべきである。</p>	
<p>『EPA、DHA』ではなく、『n-3系脂肪酸』が採用された経緯についても説明がないので、これらの点について明らかにして頂きたい。</p>	
<p>「食品の新たな機能性表示制度(以下「新制度」)に係る食品表示基準案(パブコメ)についての説明会」において、n-3系脂肪酸の扱いについても言及がありました。その際の内容として、n-3系脂肪酸としては栄養機能食品の対象となるものの、n-3系脂肪酸を構成する単一成分(α-リノレン酸、EPA、DHA等、以下「単一成分」)については「新制度」の対象となるとの説明が行われました。今回示された本基準案第二条及び第七条並びに別表第九、別表第十一においては、n-3系脂肪酸のみの基準であり、上記のような「単一成分」については記載がありません。また本基準案においては、n-3系脂肪酸としての機能を「皮膚の健康維持」に限定しております。これらのことから、上記の「単一成分」について、「新制度」で「皮膚の健康維持」以外の機能性の表示を行うために必要な科学的根拠があると評価された場合は、適切な機能性表示を行うことができると理解して良いでしょうか。</p>	<p>栄養機能食品の対象成分は、国民の栄養摂取の状況からみてその欠乏が国民の健康の保持増進に影響を与えているものとして厚生労働省令で定める栄養素であり、食事摂取基準で基準が策定されている成分としております。EPA、DHA等について、科学的根拠が評価された場合は、所定の要件を満たした上で、「機能性表示食品」として機能を表示することが可能です。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
(食物繊維について)	
<p>要旨： 栄養機能性食品の追加成分として、新たにn-3系脂肪酸、カリウム、ビタミンKが追加されたが、加えて「食物繊維」も追加することを要望する。</p> <p>意見： 食物繊維の摂取不足が生活習慣病の発症に関連するという報告が多いことから、食物繊維は食事摂取基準の目標量が設定された経緯がある。「日本人の食事摂取基準(2015年版)」で定められた食物繊維の目標量は、成人男性で20g/日以上、成人女性で18g/日以上であるが、平成24年国民健康・栄養調査によると平均で14.2g/日しか摂れておらず、また、日本人の全ての年齢階層で摂取不足の栄養素である。このような状況により、食品表示基準の策定においても栄養成分表示の「推奨」項目とされているところである。</p> <p>それにもかかわらず、食物繊維は、平成26年8月28日付で消費者庁から公表された「食品の新たな機能性表示制度に係る食品表示基準(案)」においても機能表示できる対象成分から除外された上、今回の「栄養機能食品に係る食品表示基準(案)」においても、栄養成分として追加されていない。</p> <p>また、今回、食物繊維が栄養機能食品の追加対象の栄養素から除外された理由が、「通常の食生活を補完する目的で摂取することにより、対象者において健康の維持・増進(不足リスク回避の機能及び積極的摂取による機能)が期待できる成分」に食物繊維は該当しないとの理由であるが、食物繊維を積極的に摂取することで便通改善効果が期待され、満腹感が得られることにより食べ過ぎを抑えるなど、健康の維持・増進が図られることから、食物繊維を除外する理由には全くならないと考える。</p> <p>今回、食物繊維が栄養機能食品の栄養成分の追加対象とならないと、国民の食物繊維をより多く摂取する機会が得られにくくなることにより、国民の生活習慣病の発症リスクを低減させ健康を維持することが達成されにくくなる。「食品の新たな機能性表示制度に係る食品表示基準(案)」の対象成分からも、「栄養機能食品に係る食品表示基準(案)」の対象栄養成分からも食物繊維を除外してしまうことは、国民の健康・栄養政策上、大変マイナスなことと考える。したがって、食物繊維についても、栄養機能食品の栄養成分としての追加を再検討することを強く要望する。</p>	<p>「日本人の食事摂取基準(2015年版)」策定検討会報告書に記載された科学的根拠を基に検討したところ、「食物繊維」について特定の機能が認められるとは考えられませんでした。</p> <p>なお、食物繊維を構成する特定の成分について科学的根拠が評価された場合は、所定の要件を満たした上で、「機能性表示食品」として機能を表示することが可能です。</p>
<p>栄養機能食品は国が認めた成分についての機能性表示の仕組みであり、その正しい利用により国民の健康に寄与するものと考えています。比較的根拠レベルの高いものが対象とされ、個別審査を要するものでないことから、企業にとっても利用しやすい制度です。今般、栄養機能食品の対象拡大検討により、新たに検討対象となったn-3系脂肪酸、ビタミンK、カリウムについては新たな機能性表示制度ではなく栄養機能食品の枠組の中で取り扱うことができ、望ましいと思います。</p> <p>しかし、食物繊維については対象外とされており、新たな機能性表示の対象にも栄養機能食品の対象にもならない案となっています。食物繊維は、その積極的摂取により便通改善効果が期待されるなど、健康の維持・増進が期待できる成分に該当するものと考えます。また、食品表示基準の策定において、食物繊維は、「摂取不足が生活習慣病に関連し、国民の半数以上が目標量を摂取できていない」成分として、栄養成分表示の推奨項目と位置づけられていることに鑑みても、栄養機能食品の対象成分として追加を再考すべきと考えます。</p>	<p>「日本人の食事摂取基準(2015年版)」策定検討会報告書に記載された科学的根拠を基に検討したところ、「食物繊維」について特定の機能が認められるとは考えられませんでした。</p> <p>なお、食物繊維を構成する特定の成分について科学的根拠が評価された場合は、所定の要件を満たした上で、「機能性表示食品」として機能を表示することが可能です。</p>
(β-カロテンについて)	
<p>β-カロテンは以前はビタミンAと同様の機能表示が行えたが、今後はどのような扱いなのか？</p>	
<p>ビタミンAに従来と同様、β-カロテンの過剰摂取除外規定を入れてほしい。</p>	<p>「β-カロテン」として、機能を表示することはできません。ビタミンAに換算した上で、食品表示基準に従った表示をしてください。</p>

主な意見の概要	意見に対する考え方
(表示の方式等について)	
従来の「栄養表示基準等の取扱いについて」では、ビタミンAをVA等省略してよいとしていたが、新基準でそのような文言がなくなっている。Q&A等に省略例を示してほしい。	現行と同様、通知で示す予定です。
3つ以上栄養機能成分がある場合、「栄養機能食品(〇〇)」の〇〇には、任意の3つを表示すれば足りるとされているが、3つ以上表示してもよいのか。	表示可能です。
栄養機能成分の表示で、例えば規定の下限の量の表示した場合でも、誤差範囲は±20パーセント等の考え方は適用されるか？	表示値に対する許容差の範囲は別表第九の第4欄が適用されますが、規定の方法で分析された栄養成分の量が別表第十一の第二欄に掲げる下限値を下回る場合、「栄養機能食品」の表示をすることはできません。
「栄養機能食品」と表示する文字の大きさに制限がないようですが、やはりあるフォント以上にするのはよくないこと。例えば『▲▲(商品名)』で、「栄養機能食品」の文字が特別大きいのを見かけました。まるで、これがネーミングのようです。こうした表示にも制限をするべきだと思います。	今後の参考にさせていただきます。
(その他)	
経過措置について 栄養成分の強調表示の基準値、栄養素等表示基準値の改訂の経過措置期間を、パプコメの回答で明確にしてください。食品表示基準の経過期間と同じだと考えて差し支えないでしょうか。	経過措置期間(食品表示基準案の附則第三条)については、新旧対照表の現行案(平成26年9月19日付け諮問版)から変更ありません。したがって、加工食品は5年、生鮮食品は1年6か月の経過措置となります。
実際の表示値の正確さを一定に担保できる体制をとってください。 栄養機能食品については、現行の「加工食品」と「鶏卵」に加えて、「鶏卵以外の生鮮食品」も対象となります。加熱により栄養成分が変化する食品については調理法の記載を行うとありますが、そもそも生鮮食品は、季節・栽培方法・生産地等の条件によって、栄養成分の含有量にばらつきが生じます。消費者が安心して食べるためには、信頼できる表示が行われていることが重要です。表示値の正確さを一定に担保できる体制をとるよう指導してください。	今後の参考にさせていただきます。
適正な表示が行われるように監視執行体制、モニタリングを強化してください。 栄養機能食品は、許可型でもなく、届出制度もなく、企業の自己認証によって成立する制度です。このため、適正な表示が行われるよう、監視執行体制を強化する必要があります。さらに栄養機能食品の問題として、該当する栄養成分ではない成分と一緒に表示されて消費者を誤認させるケースがみられます。こうした点についても事業者の指導を行い、適正に表示が行われるよう、モニタリングと指導を強化してください。	今後の参考にさせていただきます。
ビタミンK供給源として、ビタミンK1(日局)が、現行では、使用できない。対応策は考慮されているのでしょうか。ビタミンKの供給源として、K1もK2と同様に考えるべきであり、食品添加物として使用できるように特例的な対応をすべきである。	栄養機能食品は、添加物としての使用を必ずしも想定しておらず、食品由来の栄養素が規定の範囲内であれば機能を表示できるものです。
栄養機能食品制度の内容の改廃・変更につき、意見公募も含めた常時検討する体制を構築する必要がある。そのような対応が、国民の健康栄養政策のひとつである。	栄養機能食品に係る食品表示基準については、厚生労働省において5年毎に改定される「食事摂取基準」の内容を基に見直す予定であり、改正の際には意見公募を行います。

主な意見の概要	意見に対する考え方
<p>今回の提案をするに際して、わずか4名の検討委員から構成されていたが、当該栄養素に関する専門家を検討委員に組み入れて公開で検討がされるべきである。食品の新たな機能性表示制度に関しては、10名以上の検討委員会を設置して公開で行っているのにこのような対応については、理解に苦しむ。</p>	<p>公開で検討することについては、今後の検討とさせていただきます。</p>
<p>今回の栄養素等表示基準値及び栄養機能食品の改定の検討プロセスについて、以下3点の理由で課題があると考えます。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 今回の検討が一般競争入札で業者に依頼されたものであり、消費者庁が主体的に参画していない点 2) 開札による業者決定(7月16日)から成果物納入期限(9月12日)まで、2か月弱しかないため検討期間が十分にとられていない点 3) 検討会議、議事録、検討資料が非公開であるため、どのようなプロセスで結論が導き出されたかが不透明な点 <p>結論として、今回出された提案について、検討不十分として反対します。</p>	<p>本件については、平成26年度消費者庁調査事業において専門的な検討を行いました。当該事業には消費者庁が主体的に参画した上で、「日本人の食事摂取基準」策定検討会の構成員等を交えて集中的に検討したものです。</p> <p>検討のプロセスを含む食品表示基準案の策定に係る原則等については、第33回食品表示部会の資料として詳細にお示ししております。また、当該事業報告書につきましては、準備が整い次第、消費者庁ウェブサイトに掲載する予定です。</p>
<p>今回のような栄養機能食品の改定対応が継続するようならば、本制度の存続は困難であることが予測される。栄養素に関する有効性表示の制度については、諸外国の例も参考にして国際的に調和した、消費者にとって有益な新たなルール作りを目指した方向性も検討されるべきであると思われる。</p>	<p>本件については、コーデックス委員会等、国際的な動向も踏まえて検討しております。</p>